

## 社会福祉法人与原保育園《定款細則》

◎定款第24条に定める日常業務は、次に定めるものとする。

1. 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておく。

2. 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

3. 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

4. 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

5. 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

(1) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

(2) 施設設備の保守管理、物品の修理等

(3) 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておく。

(注2) 当該契約について理事等個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

6. 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重要な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておく。

(注2) 当該売却について理事等個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

7. 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に堪えないと認められる物品の売却または廃棄

ただし、法人運営に重要な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておく。

(注2) 当該売却について理事等個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

## 8. 予算上の予備費の支出

## 9. 寄付金の受け入れに関する決定

ただし、法人運営に重要な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できない。

なお、これらの中には諸規定において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。